指定特定相談支援事業所 御中

横浜市健康福祉局障害自立支援課長

家事援助における代読・代筆支援の拡充について(通知)

日頃より、横浜市の障害福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、居宅内での代読・代筆の支援について本市では、これまで他の家事援助の時間の中での対応のみを認めていましたが、令和3年10月1日から、代読・代筆の支援のみが必要である方に対しても、家事援助においてサービス提供を可能とするよう拡充しますので、お知らせします。

それに伴い、利用者からサービス利用の希望があった場合には、本通知を参考に、ご対応を お願いします。

1 サービス概要について

(1)対象となる利用者

家事援助の支給決定が可能な方で、代読・代筆の支援が必要な方。

- ※視覚障害者が主な対象と考えられますが、その他障害の状況により同支援が必要であると 区が確認できれば、支給決定は可能です。
- ※同居家族がいる場合であっても、本サービスの対象者が支援者による支援を希望する場合 は利用可能です。

(2)標準時間

原則、週に一回30分です。

ただし、利用者個人の特性や状況により必要と認められる場合は、標準時間を超える支給 決定が可能です。

また、反対に、毎週は支援を必要としない方については、二週間に一度等の決定も可能です。

(3) 介護保険対象者に対する決定

介護保険制度の訪問介護では、代読・代筆を目的とした計画を立てることができません。 障害福祉サービスの家事援助の支給決定が可能な方で、代読・代筆のみ、サービスを必要 とする方は、介護保険対象者であっても障害福祉サービスの家事援助を決定します。

(4) 対象となる範囲

代読・代筆を可能とする対象は「日常生活上必要とされる範囲」です。

また、家事援助サービスの一環として行いますので、ヘルパーに特殊なスキルを求めるものは対象外です。

【対象となるものの例】

- ・郵便物全般の代読(整理も含む)
- ・電化製品等の取扱説明書の代読
- ・買い物や食材等のメモの代筆
- ・ネットショッピング等の自宅で行う買い物代行のためのパソコン操作 ※あらかじめ買う物が決まっており、日常生活で行う買い物の範囲に限る

【対象外となるものの例】

- ・小説や雑誌の代読等、余暇支援目的の行為
- ・日常会話として使わない言語(軽易でない外国語等)で書かれているものの代読
- ・帳簿の作成やエクセルの入力等、ヘルパーに特殊なスキルを必要とする行為
- 利用者本人の契約や医療機関等での同意書の代筆
- ・利用者本人の経済活動や団体活動の運営に関わるもの

(5) サービスの利用手続

サービス利用の開始前に、利用者が区役所で申請をする必要があります。 申請手続きについては、通常の家事援助の利用申請と同じです。

2 指定特定相談支援事業所の対応について

利用者から家事援助での代読代筆支援のサービス提供の相談があった場合は、区への利用申請の勧奨をお願いします。

また、次回のモニタリング時に振り返りを行うとともに、サービス更新時には、代読・代筆 支援についてプランに盛り込んでいただくようお願いします。

問合先

障害自立支援課居宅サービス担当 電話:045-671-2402